

市場化テストについて

2004年7月2日
(社)日本経済団体連合会
専務理事 立花 宏

1. 基本的考え方

- (1)行政改革の視点から、民間の創意が發揮でき、合理的なコストで質の高い多様な行政サービスを実現するための手法とすべき
- (2)国および独立行政法人の事務・事業に限らず、地方公共団体を含めたすべての政府部門の事務・事業に適用される制度とすべき
- (3)制度設計にあたり、情報公開を徹底し、オープンな議論を行うべき
- (4)総理や担当大臣による政治のリーダーシップの発揮を図るべき

2. 制度設計について

- (1)民間事業者の発意の尊重と、広範な提案募集の実施
- (2)実施プロセスにおける公正性・透明性の確保、競争条件の同一化
- (3)具体的な手続や競争入札に係る評価のルールの明確化と、民間企業の会計手法に基づくコスト計算手法の確立
- (4)パフォーマンスを重視した調達制度改革の実現
- (5)制度運営のチェック機能を果たす第三者機関の設置
- (6)スピード感のある制度運営
- (7)公務員の待遇に関する検討の必要性

3. 推進体制の整備について

- (1)入札の基本ルールや規制緩和・競争条件の同一化など諸制度の改革を規定する「市場化テスト法（仮称）」の早期制定
- (2)「規制改革・民間開放推進会議」との連携強化の下、専任の推進体制の設置

以上